

日チリ EPA 交渉の大筋合意(農林水産分野)について

1. 経過

チリとは平成 17 年 1 月から 9 月まで共同研究会を開催し、その後、本年 2 月から政府間交渉を開始。

これまで 4 回にわたり交渉会合を開催し、9 月 13 日～14 日に首席交渉官会合が行われ、物品の市場アクセスについて大筋で合意。

2. 農林水産分野に係る大筋合意の内容

(1) 我が国のセンシティブ品目については、「除外」若しくは「再協議」とし、又は関税割当枠を設けるなど、十分な配慮を行った。

(例)米麦、乳製品(バター、チーズ、脱脂粉乳等)、オレンジ、でん粉、水産 IQ 品目、合板

(2) 「攻めの農政」の観点から、我が国からの輸出関心品目についてリクエストを行い、チリ側の関税の即時撤廃等で合意した。

(例)ながいも、なし、柿、緑茶、みそ・しょう油

(3) チリからの輸入が多いさけ・ます等の需給情報を交換するための水産物協議会の設置について合意した。

(4) 個別品目の取扱いについては、別添のとおり。

3. 今後の予定

原産地規則や協定案文等について協議を行い、できる限り早期の署名を目指す。

— お問い合わせ先 —

大臣官房国際部国際経済課

担当:国際交渉官 鶴見和良

代表:(03)3502-8111(内 6782)

直通:(03)3502-8087

大臣官房国際部国際経済課

担当:国際専門官 藁田純

代表:(03)3502-8111(内 6792)

直通:(03)3501-3731

農林水産物の個別品目の取扱い

(1) 農産物

牛肉、豚肉、鶏肉	・・・ 関税割当
アスパラガス	・・・ 即時関税撤廃
たまねぎ	・・・ 15年で関税撤廃
アボカド	・・・ 即時関税撤廃
りんご	・・・ 15年で関税撤廃
野菜ジュース	・・・ 7年で関税撤廃
トマトピューレー・ペースト	・・・ 関税割当
米麦及び米麦製品、乳製品 (バター、チーズ、脱脂粉乳等)	
こんにゃく、でん粉、落花生、 オレンジ、植物油(菜種油等)	
精製糖、チョコレート等	・・・ 除外又は再協議

(2) 林産物

合板、集成材	・・・ 除外又は再協議
繊維板	・・・ 除外又は5年で関税撤廃
パーティクルボード	・・・ 除外又は10年で関税撤廃

(3) 水産物

ぎんざけ、ます	・・・ 10年で関税撤廃
冷凍うに	・・・ 15年で関税撤廃
水産IQ品目(あじ、いわし、 たら等) かつお・まぐろ、 大西洋さけ、あわび	・・・ 除外又は再協議

(4) 我が国輸出関心品目

ながいも、柿、緑茶、しょう油	・・・ チリ側関税を即時撤廃
なし、みそ	・・・ チリ側関税を段階的撤廃